資料４

特定空家等指定後の流れ

特定空家等の指定

過失がなく所有者等を確知することができない場合

助言又は指導（第22条第1項関係）
・当該助言又は指導の内容及びその事由
・当該助言又は指導の責任者
を記載した通知を送付。

勧告の協議
改善のための期間が過ぎた場合には勧告を行う。
勧告を行うと住宅用地の特例が解除されてしまうため、事前に税務課と協議を行う。

勧告（第22条第2項関係）
・当該勧告に係る措置の内容及びその事由
・当該勧告の責任者
・改善のための相当の猶予期限
・住宅用地の特例の解除
を記載した通知を送付。

確知できた所有者等に
措置を講ずる権限がない

略式代執行の協議
代執行にかかる費用について、事前に財政課と協議を行う。

意見書等の提出の機会（第22条第4項～第8項関係）
・命じようとする措置の内容及びその事由
・意見書の提出先
・意見書の提出期限
を記載した事前通知を送付。
・公開による所有者等からの意見の聴取

緊急代執行（第22条第11項関係）
緊急に必要な措置をとる必要があり、第3項～第8項までの措置を命ずるいとまがないときに実行する。

命令（第22条第3項関係）
意見書の提出がない場合、意見聴取の請求がなかった場合、当該命令措置が不当でないと認められた場合に当該措置を命令する。

行政代執行の協議
代執行にかかる費用について、回収も含め、事前に財政課と協議を行う。

略式代執行（第22条第10項関係）
助言・指導、勧告または命令の内容を自ら実行する。

行政代執行（第22条第9項関係）
所有者に代わり、命令の内容を自ら実行する。